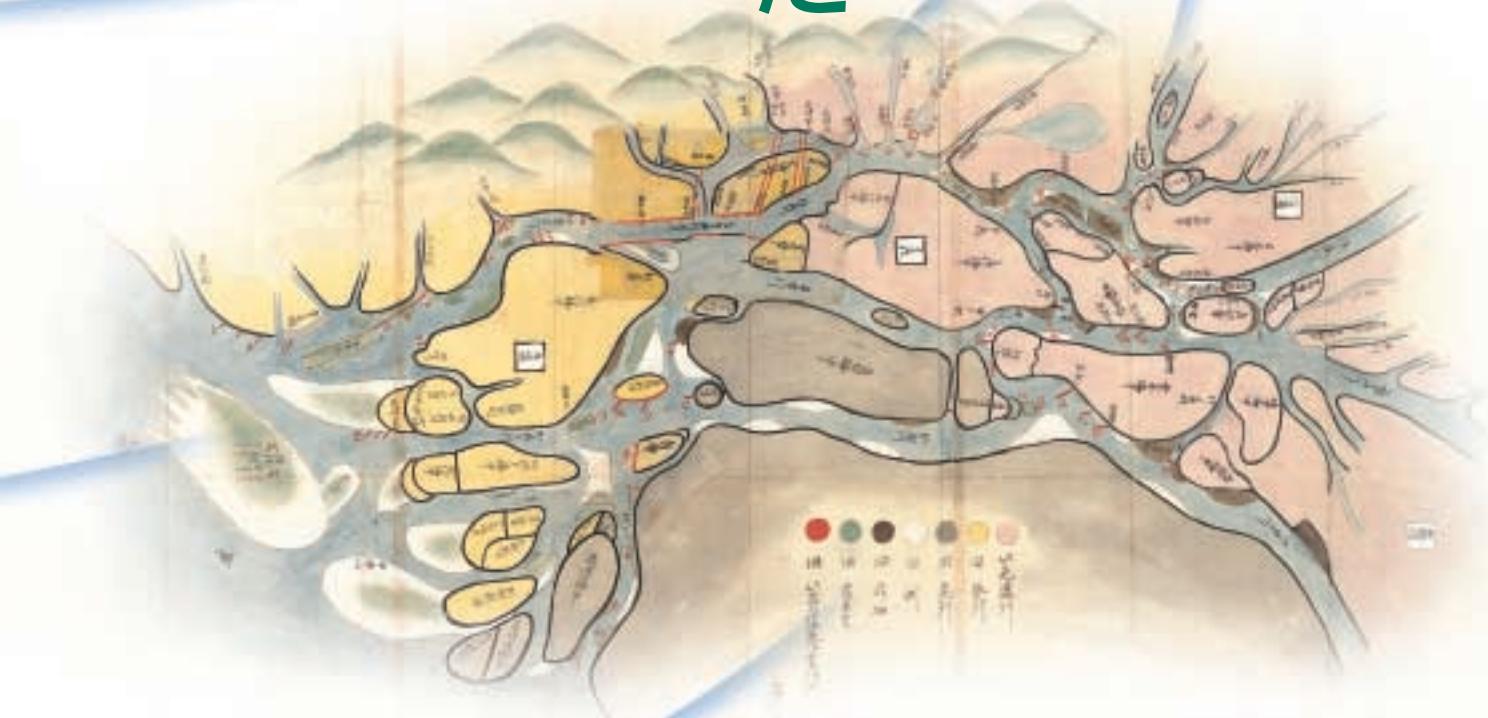


平成12年度名古屋大学附属図書館展示会

川とともに生きてきた

高木家文書による木曽三川流域の歴史・環境・技術

平成13年3月
名古屋大学附属図書館



記念講演会

日 時 平成13年3月2日(金) 13:30~16:30

場 所 名古屋大学中央図書館5階 多目的室

講 師

秋山 晶則 氏(名古屋大学年代測定総合研究センター助手)

「高木家文書整理の現状と課題」

羽賀 祥二 氏(名古屋大学大学院文学研究科教授)

「川の碑 いしかみ -治水と流域の歴史をたどる-」

大熊 孝 氏(新潟大学工学部教授、新潟の水辺を考える会会長)

「伝統的河川工法の有効性について」

はじめに

このたび、名古屋大学附属図書館では、高木家文書の中から、木曽三川流域の治水史料を展示し、あわせて記念講演会を開催することになりました。

高木家文書は、宝暦治水など、江戸時代を通じて木曽三川流域の治水を担当した旗本交代寄合(大名並の格式を付与され、参勤交代を行う特殊な旗本)高木家に伝わった約8万点のコレクションです。戦前から治水史料の宝庫として注目されていましたが、戦後、散逸する恐れがでてきましたが、当時の文学部中村栄孝教授をはじめ多数の関係者の尽力により、名古屋大学に一括購入されたものです。

中央図書館では、昭和46年(一九七一)から整理事業を開始し、治水のほか政治・経済・教育・法制など、文書群を持つ多彩な内容を明らかにするとともに、昭和53~58年(一九七八~八三)にかけて、5万2千点を収めた目録全5巻を刊行して、高い評価をうけることができました。しかし、当初見積りを大幅に超える規模であつたため、手紙など2万5千点以上が全く手つかずで残されました。これらは、その資料的価値の高さから一日も早い整理が求められ、平成3年度から事業が再開された結果、今日までに残っていた文書の約半数の整理が終了し、引き続き整理調査が進められています。今後、整理結果を電子化するなどして、広く利用に供する予定にしております。

今回の展示会では、こうした整理事業の成果を広く公開するとともに、川という自然と人間の関係史をふりかえることによって、今後の自然との共生のあり方についても考えてみたいと思っております。大型の絵図類など、通常は見られない史料も多数出陳されますので、是非この機会に、学内外の多くの方々に、全国最大規模の系統的治水史料である高木家文書の世界をご覧いただければと願う次第です。

なお、今回の展示会及び講演会のために多くの方々にたいへんお世話になりました。ここに深謝致します。

平成十三年三月一日

名古屋大学附属図書館長

伊藤義人

川とともに生きてきた

川は、地球における水や物質の循環という重要な役割を担つており、私たちにも大きな恵みを与えてくれる存在です。しかし、時には猛威をふるい、多くの人命を奪う怖ろしい存在ともなります。ために人は、川とともに生き、川との共存に向けて様々な経験を積み重ねてきました。その営みを通して、それぞの流域・地域に固有の文化も育まれてきたのです。

ところが、効率性を追い求めた高度成長期を前後して、ダム建設やコンクリート護岸による河川の直線化が急ピッチで進められた結果、洪水や水不足の解消には貢献したものの、多様な生物や緑豊かな自然環境は急速に失われていきました。それは、とりもなおさず、人と川の関係の希薄化を意味するものでした。しかし、深刻化する地球環境問題や価値観の転換をうけ、これまでのあり方にも大きな変化が生まれようとしています。私たちが失ったものを全て回復することは不可能かもしれません、災害に強い地域づくりと並んで、水に親しめる、より自然な川づくりをめざす取り組みも始まっています。こうした人と自然との理想的なつきあい方を模索し、新しい水文化を創造しようとする流れを、強く太いものにしていくには、まず何よりも、川とともに生きてきた先人の歴史に学び、川という自然を理解することが大切であると考えます。

私たちと関わりの深い木曽三川に即していえば、当該水系では、養老断層に沿つて沈み込む東高西低の土地傾斜（濃尾傾動地塊）を反映して、木曽川、長良川、揖斐川の順で河床が低くなつており、かつて下流では水脈が網の目状に結合していました。このため、最大流量を誇る木曽川の水は、大量の土砂をともなつて長良・揖斐川へ押し寄せ、両川での逆流・洪水を生む環境にありました。

加えて、領主間の戦闘が終息した一七世紀は、耕地面積の倍増に見られるように、「大開発の時代」であったとされますが、木曽三川流域でも、新田開発（輪中形成）が活発化すると、河道固定・遊水地の狭隘化による影響が出てき

ます。また、城郭や都市の建設ラッシュにともなう木曽山など上流部での山林濫伐は、土砂流出を激化させました。さらに、政治的思惑から尾張側に築かれた「御園堤」は、美濃側に洪水を集中させる結果を生んだとも言われています。ただし、「御園堤」については、その築堤時期も含め、史料的に問題があることが指摘されています。この点は撇くとしても、木曽山となび木曽川にも絶大な支配権を有した尾張藩が、流域治水を規定する大きな存在であったことは確實で、治水史を考察するうえでも十分な注意が必要と思われます。

それはともかく、右にみたような、自然的条件と社会的条件の複合による大规模水害の発生、及びそれをうけた地域民衆の死活的要求に対応するなかで、幕藩権力による河川管理システムも整備されていきます。頻繁に洪水に見舞われた美濃では、「濃州国法」と呼ばれる独自の規定をもつた国役普請（幕府の統治権を背景に、個別領主支配の枠組みを越えて、一国を単位に百姓を動員して行われる土木工事）が定式化され、都合四七回もの実施をみました。江戸時代には、このほか、公儀普請、手伝普請、自普請を加え、治水四法と呼ばれる川普請の諸形態が整備され、幕府勘定所のもとで運用が図られました。今回の展示で取り上げる高木家も、こうした河川管理システムの一翼を担うことで、高木家文書（概要参照）という膨大な治水史料群を形成したのです。

その中で最も注目されたのが、一八世紀半ばに幕府が薩摩藩に命じて実施された「宝曆治水」関係史料です。これは、洪水への抜本対策として三川分流を目指したもので、のちのオランダ人技師ヨハネス・デレーケによる三川分流「木曽川改修工事」の先駆をなすものとして、治水史上、特筆される大事業でした。この事業は、その壮大なスケールとともに、膨大な投資と多大な犠牲が払われたことで有名ですが、様々な制約から十分な成果を見ず、かえって水害激化地域を生むなど地域間矛盾を増幅した点でも、木曽三川流域治水の困難性と、それに挑んだ苦闘の歴史を伝えています。

なお、これらの史料は、「はじめて」でも述べられているように、多くの関係者の尽力により、敗戦後の散逸の危機を乗り越え、伝えられてきたものです。

本学では、こうした先人の営みを継承し、全国的にも貴重な文化遺産である高木家文書の保存・活用に向けた取り組みを進めていっているところです。

以下では、この高木家文書を用いて、「高木家と木曽三川流域治水」「『宝暦治水』前後」「輪中に暮らす」の三つの視点から、木曽三川とともに生きてきた人々の足跡を辿ることとします。

《高木家文書の概要》

宝暦治水をはじめ木曽三川流域治水史の宝庫として知られる名古屋大学附属図書館所蔵高木家文書は、総点数約八万点に及び一大古文書群である。うち、五万一千点については既に目録五巻が刊行されており、残る書状類二万数千点の整理・研究が現在進められている。

文書収蔵者の高木家は、戦国期には養老山地頭部の駒野・今尾一帯に勢力を張る土豪で、天正一八年（一五九〇）豊臣政権に美濃を追われるが、関ヶ原戦後家譜では一六一一年とするが別伝もあり、近江・伊勢と国境を接する美濃国の時・多良郷（現岐阜県養老郡上石津町域）に四千三百石の知行を与えられた（西家一千三百石、分家の東・北家各千石）、明治維新まで同地を支配した旗本である。江戸に常駐した一般的の旗本とは異なり、知行地に居住して参勤交代を行い、交代寄合美濃衆として大名並の格式を与えていた。本文書を伝来した西高木家は、維新後も同地に残り、学区取締や都長・衆議院議員などの公職を歴任している。

文書群の内容上の特徴も、こうした履歴を反映しており、次の四点をあげることができる。一つには、木曽三川流域での治水関連史料が大量に蓄積されていることである。これは、高木家が寛永元年（一六一四）以来、論所見分・普請奉行・普請見廻役といった「川通御用」の役儀を勤めていたため、流域住民が持続してきた水との闘いの歴史を考える上で不可欠の史料群となつている。二つには、領地支配文書が豊富にあることである。高木家は領地内に居住し、村々と直接対峙したため、支配に関するリアルで濃密な情報を残した。三

つには、財政関係や家督・日記・交際・家作・吉事・仏事といった家政関係文書が豊富なことである。四つには、維新时期以降の文書も多く、旗本家の明治維新の乗り切り方や近代地方政府の実態などを窺うことができる点である。このほか、領地・戸口・家臣・参府等の勤役関係文書や書状類も多数含まれる。以上のような規模と内容を備えた本文書は、幕府瓦解とともにほとんどの旗本史料が散逸した中において特異な存在であり、その史料的価値は計り知れない。今回の治水史料展示に続き、それ以外の分野の史料についても、あらためて展示・紹介の機会を得たいと願う次第である。

一 高木家と木曽三川流域治水

高木家は、寛永元年（一六一四）の篠田真桑用水論所見分や同一年の国役普請奉行など、早くから木曽三川流域の治水・用水において、老中や幕府評定所の命をつけ、美濃郡代を補佐する重要な役割を担っていた。これらは個別の臨時の役儀であったが、上下流の開発が本格化すると、流域全体の河川管理体制が模索されはじめる。転機となつたのは、水害予防の見地から行われた元禄・宝永期の大規模な河道整備（宝永の大取扱い）であった。直後の宝永二年（一七〇五）、高木家は、美濃郡代（笠松代官）と同等の権限を有する川通掛（水行奉行）に任命される。

川通掛となつた高木家では、勘定奉行の指示を仰ぎ、巡視範囲（美濃国中の川筋・伊勢桑名川通・尾張熱田川通）、普請場の絵図帳面の保管、川普請願は笠松役所「堤方役」（一七世紀初に地役人として抱えられ、のち笠松陣屋内に居住し治水を担当した世襲一一家）と高木家三家の川通掛役人（家臣複数名）の立会検分などを取り決め、以後幕末まで、笠松役所とともに「多良役所」として木曽三川流域の水政を司ることになる。

この延長線上に位置するのが、三川分流を試みたことで有名な宝暦治水である。しかし、この普請終了後の明和三年（一七六六）、高木三家の担当区域は大

幅に縮小される。これは、笠松役所を河川支配の中心に据える措置で、幕府勘定所の機構改革などに連動する官僚制支配の強化と理解される。高木家はこれを笠松代官の策謀によるものと捉え、何度も幕府に持ち場復活を要求するが、容れられることはなかった。

幕府が倒れた後、高木家は新政府に対しても治水役儀の継続を願い出るが、認めることとならず、ここに川通掛の歴史は閉じられた。しかし、長年蓄積された治水史料は、その後も輝きを失うことなく、近代治水事業や歴史研究などに活用されていくことになるのである。

ここでは、こいつした木曾三川流域治水史料を形成するもととなつた高木家の役儀に焦点をあて、次の三項目にわけて特徴的な史料を展示する。第一項には、流域全体の様子を押さえるため、高木家が役儀に用いた絵図を置いた。続く第二項は、高木家の治水役儀の変遷について見たもので、幕府治水政策の変化や笠松代官所との関係に留意した。第三項では、川通見で作成される一連の文書をとりあげ、恒常的河川管理の実際を示した。第四項では、治水を通じて結ばれた関係から、高木家にとって治水役儀が持つ意味の一端を紹介する。

(一) 役儀に用いられた絵図

1 「木曾三川流域大絵図」

〔宝暦治水前〕 一五六・×一九六・

高木家が治水役儀に用いた絵図で、宝暦治水以前の木曾三川流域の情況を示すと思われる。川々は濃尾平野を縦横に走り、下流部では木曾三川が網の目状に結合している。これが、当該流域に連年の洪水をもたらす大きな要因となっていた。こうした厳しい環境のもと、人々は堤を築いて大規模な輪中を発達させた一方、根本的解決策として三川の分離に向かうのである。

なお、絵図の正確な作成年代は不明であるが、享保年間に開発された万寿新田などが見えていたことから、一七二一年代以降のものと判断される。

2 「木曾三川流域大絵図」

〔宝暦治水後〕 一五六・×一九六・

これは、幕末頃の木曾三川流域の様子を描いたと推定される絵図である。1 図を下敷きにしたもので、宝暦治水以後の改修状況が加筆されている。高須輪中と長嶋輪中を結ぶ油島喰違締切堤、及び大樽川・逆川の流頭部にそれぞれ設置された洗堰に注目されたい。宝暦治水では、この三箇所で難工事が行われ、木曾三川の分流が目指されたのである。

3 濃勢尾州川筋絵図

〔天保一年（一八三九）〕 六一・五×一一・〇

笠松代官が水害軽減方を勘定奉行所に上申するため高木家と協議した際、用いられた絵図。原図は代官所で作成されたもので、発達した猿尾（水を刎ねるための長い突堤）や杭出などの水制（水流を制御するため河岸から突き出される構造物）のほか、砂州や葭原など、当時の木曾三川流域の様子が描かれている。揖斐川と津屋川の合流点から下流にかけて、養老断層谷から押し出された土砂が堆積し、高須輪中に破堤をもたらしている状況もよくわかる。

4 長良川通図

〔弘化三年（一八四六）〕 四四・×一一五・

幕末期における加納輪中付近の長良川流域図である。沿岸には、猿尾・杭出・土出・枠出・籠出などが複雑に組み合わされている。争論図ではあるが、当時の水制がうかがえるため、ここに配置した。墨俣村の対岸には、美濃路の番所であった「御茶屋御殿」が見えている。なお、こうした天然素材を用いた伝統工法としての水制は、高度成長期を境にコンクリートブロックに取って代わられてしまつたが、川の景観や生態系の保全・育成に大変有効であることが再認識され、各地の河川で採用され始めている。

5 濃勢州川々御普請村繪図入

慶応二年（一八六六）二月 七六・×一八・五

「川通方 西奉行所」と記載がある。村々が領主別に色分けされており、小領主錫綜支配の様子がみてとれる。高木家が担つた川通掛（水行奉行）は、こうした支配領域をこえた流域全般の河川管理機関として設けられていた。

（二）役儀内容の変遷

6 先祖代々川通持場其外御用勤書

安政二年（一八五五）七月

冒頭に「慶長六年八月先祖多良江入部後之御用相勤候内抜書」とあり、寛永元年（一六一四）の筵田真桑用水争論への出勤を皮切りに、高木三家が役儀として勤めた治水関係の「御用」を年譜的に書き上げたものである。ここに引用された幕府の役儀指令書（老中奉書など）の多くが現存している。明和三年（一七六六）に縮減された管轄区域の復活を幕府に嘆願した書類の下書きと思われる。

7 覚（筵田真桑井水木伏せ見分指示につき覚書）

寛文四年（一六六四）一一月九日

8 筵田真桑用水絵図 写真1

〔寛文五年（一六六五）三月〕 七六・五×八五・五

治水に関する役儀のうち、近世前期を中心に行われたのが用水論所見分である。ここに掲げたのは、西濃を代表する筵田・真桑用水の場合である。両用水では、中世末から近世前期にかけて頻繁に争論が繰り返されており、当該期の用水技術や村落のあり方に関する情報を豊富に含む史料を残した。絵図からは、井戸の様子を詳細に窺うことができる。

9 濃州国役御普請之覚 写真2

寛文二年（一六七二）

国役普請は、村高に比例して賦課される人足（金銭・資材）で実施されたが、その人足徵發に関する高木三家及び笠松郡代宛の老中連署奉書。文中の「前々より勤め來り候由」が美濃独特の方式である「濃州国法」を意味している。この時代の労働力編成は、石高を基準としており、美濃ではさらに賦課基準が工事実施地域の水下役と対象外地域の遠所役に分けられていた。

濃州国役御普請之覚

一、堤遠之郷村者、高百石付武拾五人役

従前々勤來候由、當子年御普請可為

同前、堤所水下之郷村者、高百石付百人

宛出之來候由、弥其通可申付事

一、濃州國役人夫數弐万八千三百四拾六人、

此内壹万六千七百四拾三人者、坪内惣兵衛

領知之堤普請に遣之、残而壹万千六百三人者、

御藏入井小給人大川筋知行有之向、

従前々以國役人夫御普請仕來候堤所

見分之上、其所相応に御普請可被申付事

附、以國役人夫御普請仕所々川筋之上下

川向等之様子遂見分、障可成所者川幅之

間數打之可注絵圖置候、此以前一國之絵圖

出來之節、川幅之間數書付有之所、其後

仕出候所有之由候間、如此候事

一、御普請人足扶持方之儀、遠所之分者

一日壱人に米壹升宛、水下之儀ハ一日壱人に

五合宛之積に可被相渡事

以上

寛文十二子年

一一月三日

内膳（印）

但馬（印）

大和（印）

美濃（印）

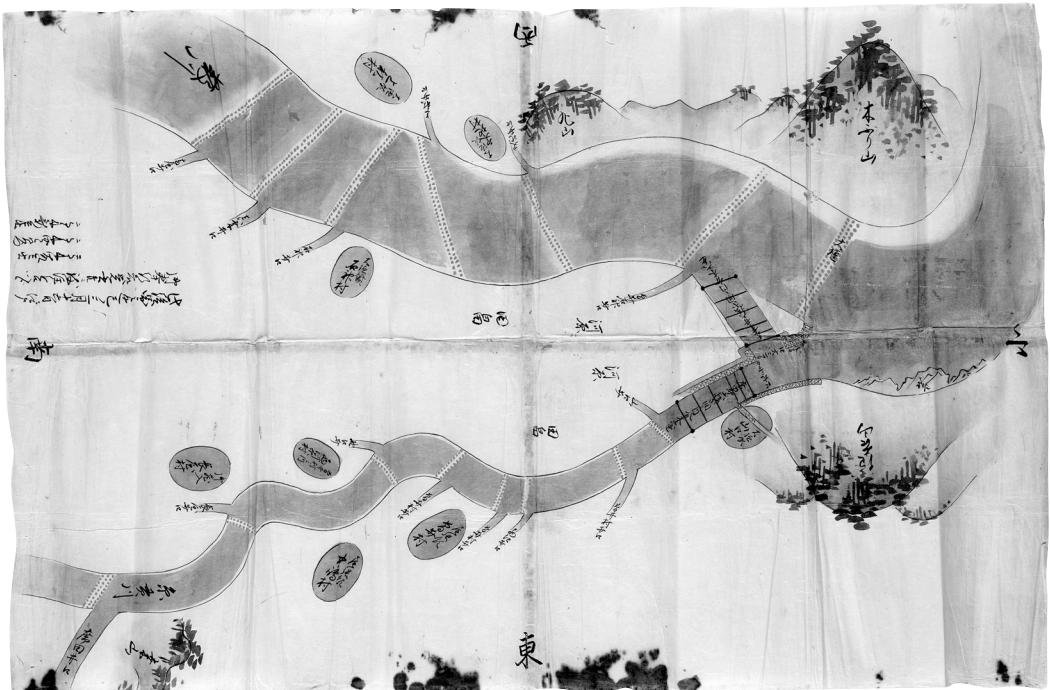


写真1 篠田真桑用水絵図

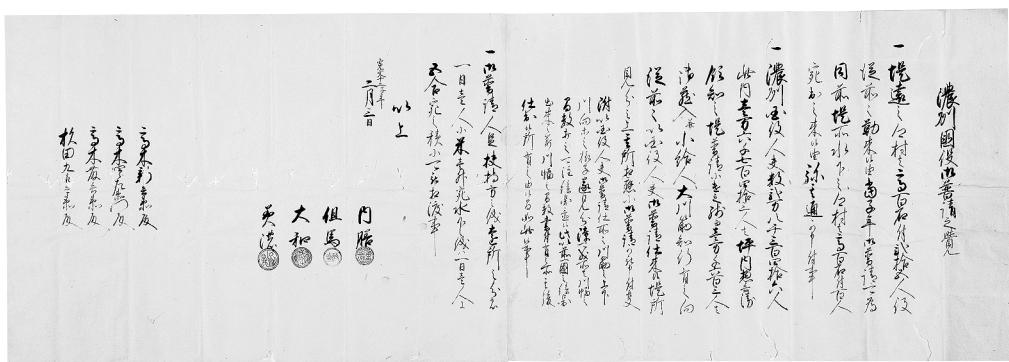


写真2 濃州国役御普請之覚

高木新兵衛殿

高木四郎左衛門殿

高木藤兵衛殿

杉田九郎兵衛殿

10 川通御普請仕立方伺等之儀其外心得方覺書写

天保一一年（一八四）八月

「濃州國法」の内容理解など、笠松役所と幕府勘定所の間で交わされた治水実務に関する書類を写したもので、原本は宝暦八年（一七五八）頃の成立と考えられる。表紙には「西館秘書」と記され、「此書天保十一庚子年、棚橋某ら内々経貞公御手元江御借り請、為見合写被仰付候、以後隨分大切ニ取扱、御上并御役人之外他見致間敷事」という源義故（=三和為司、高木家用入で川通役を勤めた）の奥書きがある。笠松代官所内部の実務参考書であったものを、高木家が密かに入手して写し取つたものであろう。文中にある経貞は、文化九年（一八一二）に家督を継いでおり、直ちに治水役儀の復活を幕府に働きかけたが認められらず、その後も度々行動を起こした人物。なお、棚橋某は、堤方役人と推察される。後掲史料22も参照。

11 [濃州川々水行差障り取扱い奉行任命につき奉書]

写真3

〔元禄一六年（一七二二）三月晦日〕

これは、高須・福束・本阿弥輪中七二か村が、連年の水害原因が揖斐川下流の新田開発にあるとして、その撤去を幕府評定所に訴え出たことを契機として発給された老中奉書。高木五郎左衛門・衛貞らに、勘定奉行の指揮のもと、桑名川通り取扱い普請の奉行を命じたものである。幕府治水政策が、復旧工事中心から水害予防に重点を置くものへと転換する画期となつた。

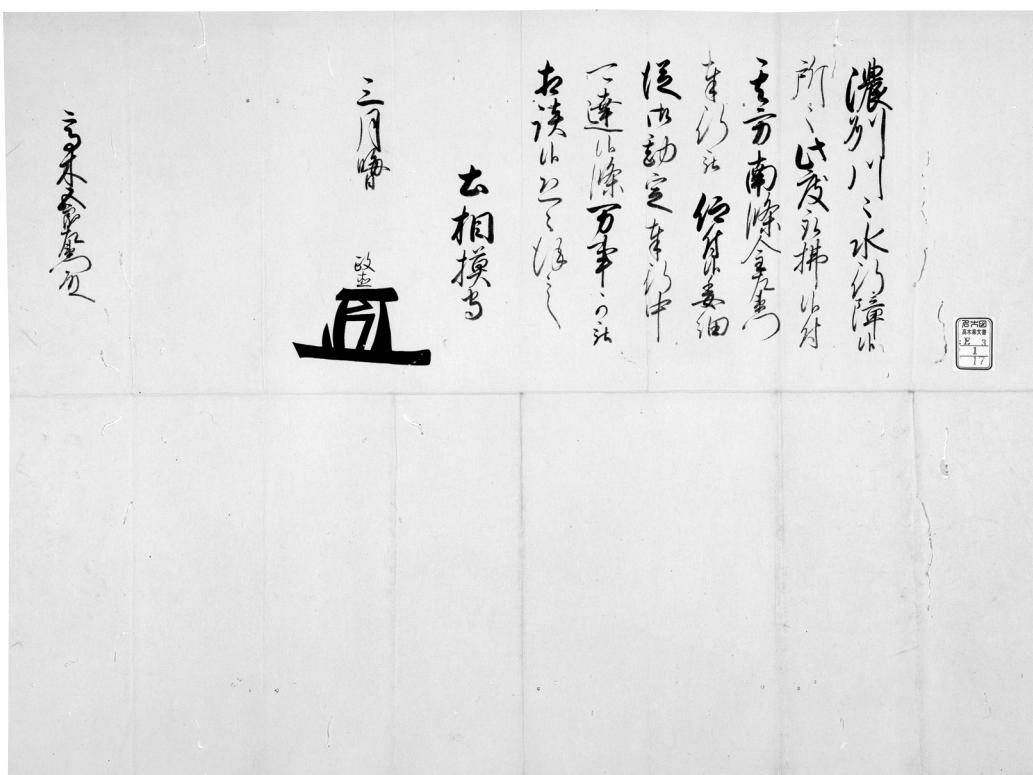


写真3 [濃州川々水行差障り取扱い奉行任命につき奉書]

濃州川々水行障候
所々此度取扱候付
其方南條金左衛門
奉行被 仰付候 委細
従御勘定奉行中
可達候條、万事可被
相談候、恐々謹言
土相模守

三月晦日 政直（花押）
高木五郎左衛門殿

12 人馬船貲帳

元禄一六年（一七三）六月八日

高木家当主が見廻りのため徵用した人馬の記録である。六月十日条には「桑名海面迄初而御見分御出二付」とあり、今回の普請の規模の大きさが窺える。

13 野菜諸事買物之覚

元禄一六年（一七三）六月四日

巡回中の休泊に際して購入した物品の記録である。鰻・茄子・溜（たまり）
・酒・肴・味噌などが書き上げられている。

14 「取り払い地百姓屋引き移しつき書状下書」

〔元禄一六年（一七三）〕七月一一日

河道整備のための取扱いは、民家なども例外なく撤去する方針であり、容赦のないものであった。

15 宝永年中御取扱姿

年末詳 四三〇×六一〇

16 宝永年中御取扱後姿

年末詳 四三〇×六一〇

この一枚の絵図は、のちに「宝永の大取扱い」と呼ばれた、大規模な川通取り扱い普請工事における、前後の様子を示している。水行の障害となる竹木・流作場・洲などを撤去するもので、奉行には高木三家と美濃郡代辻六郎左衛門が命じられ、美濃国中の河川を対象に実施された。いずれも、中村輪中の普請（73参照）に関わる後年の絵図であり、この通り行われたかどうかは不明であるが、参考として掲げた。中村輪中が未形成である点にも留意されたい。なお、この取扱い結果をもとに作成されたのが、次の帳簿である。

17 濃州川通村々取扱勝示杭手形帳

宝永元年（一七四）一二月

榜示杭を打たれた場所を取り払い、今後その場所に水行障害となるような植樹・開墾・普請などを一切せず、自然に生いたつ竹木は間断なく伐り払い、必要な場合は願い出て普請することを誓約したもの。流域全村の村役人が押捺しており、百姓印章の研究にも活用されている。

18 濃州尾州海西郡堤猿尾改帳

宝永二年（一七五）二月

流域全体から徵収された帳簿の一つである。村内の堤の間数、堤防を保護し路を固定するための工作物である猿尾・蛇籠などの護岸・水制の数が記されており、幕末までの普請の目安とされた。ここに掲げたのは、下立田村分である。これらの帳簿の検討から、水制は猿尾と籠出が中心で、特に猿尾は河口付近に偏在することから、大河川に適合的な水制と認識されていたことが窺える。また、堤が総じて低く（三間以下）、敷（堤の横断面の底辺）が長く設定されており、増水の緩やかな溢流を想定した近世前期の技術をよく示す仕様である。

19 「川通取扱い一年交代に家臣巡見いたさせんにつき奉書」

〔宝永二年（一七五〇）四月五日（チラシ写真参照）〕

予防的見地にたつた治水政策を常態化するため、高木三家を河道の監視・整備にあたる川通掛（水行奉行）に任命する老中奉書。勘定奉行の指揮下にあることが明示されている。三家では、年番で一家ずつの家来を巡見させ、それに関わる膨大な治水文書を伝來することになった。

今度濃州川筋新田

築出・竹木等取扱候間、向後

川通江各三人壹ヶ年代家来

指出之、水行障りニ成候儀

不仕様可被申付候、委細從

御勘定奉行中可達候余

可被相談候、恐々謹言

土 相模守

四月五日 政直（花押）

高木五郎左衛門殿

高木次郎左衛門殿

高木富次郎殿

20 「川通巡見につき伺書および回答書」

〔宝永二年（一七五〇）四月〕

川通掛の職務内容につき、参勤在府中の高木五郎左衛門・次郎左衛門が勘定奉行の指示を仰いだもの。「付紙」により、高木家の指揮権や巡回範囲など、重要な指示が出されている。

21 「川除普請水行見分立会い場所指定につき達書」

〔明和三年（一七六六）一一月〕

大目付より渡された高木家の持ち場及び権限縮小を指示する老中松平右近将監書付。これにより、上流部と小河川は管轄外とされ、木曽川は笠松村から加

路戸川海口まで、長良川は河渡村から成戸川・木曽川の落口まで、伊尾川は西結村から桑名川海口までを笠松代官所と立会いで管轄することになった。

22 極密（足し扶持願つにつき堤方役人書状）

〔天保五年（一八三四）一二月九日〕

この書状は、笠松堤方役人から高木三家の川通役人三名宛の書状包紙に一括されていたもので、内容から天保五年に比定される。ここには、差出者による高木三家への貢献として、津屋川口築流一件立会での口添え、笠松代官所内の極秘調査の様子がリアルに記述されており、差出者が足扶持を要求する根拠ともされている。内容からすれば差出者が堤方役所関係者であることは確實で、高木三家の川通役人は、堤方へ接近し、米金供与の見返りに情報提供や役務支援を依頼する関係を持ったと理解される。高木三家に亘っての「川通御用」の位置づけを考えさせる史料である。

23 「旧幕時代の川通り御用につき上申書」

〔慶応四年（一八六八）六月〕

維新政府に対し、川通御用の継続を出願した際の控書類。明和二年頃、笠松出張の「姦吏」によって役儀が縮小され、普請目論見には幕府勘定方普請役による巡見が始まつたとする見解を記す。これに対し、同年一一月、笠松県知事長谷川恕連は、三川分流を求めた「水利論」を献策し、その中で、「濃州多良居住高木三家、以前ヨリ水行奉行相勤來候、右八西濃石津郡イサ、カ水縁モ無之、山ノ居住無謂次第二御座候、速ニ被廢候テ可然」と、高木水行奉行の廃止を訴え、これが採用されている。

24 「全国治水協会への協力依頼等につき書状」

〔一八九〇年（明治二三）一一月二二日〕

差出者の山田省三郎は、岐阜県議・衆議院議員を歴任し、治水事業に奔走し

た人物。西村捨三・金原明善らとともに大日本治水協会を設立し、『治水雑誌』を刊行して治水への世論喚起を図った。この書状では、治水協会への協力とともに高木眞正が所蔵する治水文書の謄写を依頼している。当時、多芸上石津郡長の職にあつた高木は、この書状を受け取った直後、治水協会へも入会している(『治水雑誌』第二号)。

なお、宝曆治水及び薩摩藩士の犠牲が全国的に知られるようになるのも、この『治水雑誌』(第一号)での紹介を契機とするものであった。そこには、薩摩藩士のうち四五名の「割腹者」が初めて公表されているが、いずれも明証を欠くため、傍証として内藤十左衛門(後述)の史料が引用されていた。

(II) 川通巡見

25 美濃伊勢尾張御取扱川通村順帳

正徳四年(一七一四)八月

「宝永の大取払い」以後制度化されたのが、川通巡見である。高木三家のうち一家の川通役人が年番として巡回を行い、「宝永の大取払い」を基準に不良個所を摘出し、村々に撤去を命じていた。これは、持ち場が縮小される以前のもので、高木家川通役人と笠松堤方役人の連名で四七二か村に触れられた取払い指令廻状の附属帳。廻状を受け取った村々では、日付を記入し、押印して次村へ送り届けた。全村を廻すのに八月十一日から九月九日まで、約一ヶ月を要している。

26 川岸柳植え付け願

正徳四年(一七一四)

河道周辺では、普請(土木工事)をはじめ現状変更に際しては、川通掛へ通知のうえ許可を得る必要があった。

27 觸書(竹木蘆等取扱い觸)

[天保四年(一八三四年)亥一二月]

28 乍恐以書付御注進奉申上候(取扱い済み注進)

[天保五年(一八三四)午九月]

29 大川通宝永年中御取扱場取扱注進扣

天保五年(一八三四)九月

30 「川通巡見日時につき笠松堤方役人書状」

[天保五年(一八三四)]一月一四日

31 乍恐以書付奉申上候(作場通り道の柳切り残しにつき詫状)

天保五年(一八三四)一月

32 川通村々請印帳

天保五年(一八三四)一月

33 川通御用日記

天保五年正月元日～一二月一二日

27～33は、いずれも天保五年に行われた巡見に関連して作成されたもので、巡見がどのように行われるのか、そのパターンを具体的に知ることができる。これによると、まず、取払い命令を受け、村々が取払い済みの注進を行う。注進書が出そろった段階で、笠松・多良両役所で出役日時の調整を行い、村々に廻状をまわして巡見を行う。途中で取払いの不手際があれば詫状を徵収し、問題がない場合は庄屋が請書に捺印する。こうした巡見の詳細は、日記に記されたのち净書され、主人へ報告されたのである。

これら一連の史料から、近世中期以降の木曽三川流域における河道維持のための恒常的手段を明らかとすることが可能であり、平常時における水との闘いの様子を具体的に知ることがができる。

(四) 役儀を通した諸関係

34 来ル御音信帳

天保一年（一八三九）正月

大榑川口三五か村からの年始祝儀が「嘉例」として献上されている。

35

〔金融講につき書付〕

嘉永七年（一八五四）一月

領主財政の悪化を金融講の取立てで賄おうとしたもの。講の対象者は、治水支配地域の有力者であり、治水役儀は高木家の財政維持にも欠くことのできない役割を有していた。

36 〔申し入れある借財一件につき書状〕

〔天保三年（一八三二）〕七月一三日

高木家は、天保三年に屋敷を焼失し、再建のため周辺領主に金子借用を申し入れた。これは、尾張藩の支藩である高須藩からの返答書であるが、「毎度領知川筋之儀二付而者用事向御頼被申、追々厚御世話茂被成下候」とあり、川筋御用の恩義に報いようとしている。高木家は、川通掛としての役儀により、周辺領主とも緊密に結ばれていた。

――「宝曆治水」前後――三川分流への挑戦

（一）延享度手伝普請

元禄・宝曆期の取り扱い普請と巡見役の設置は、水害予防を重点とする治水政策への転換を示すものであった。しかし、これらの措置は、流水ができるだけ円滑に海口まで流下させることを目的としたもので、三川流域の自然環境や土砂堆積による河床・水位の上昇がもたらす水害に変わりはなかつた。

そこで、当該地域の治水問題を抜本的に解決するには、三川分流が不可欠であるとの認識が、地域村々や笠松・多良役所でも共有されるようになつていく。それを実際に行つたのが、薩摩藩による宝曆治水であつた。これは、手伝

普請とよばれる方式によるもので、本来は主従関係を背景とする戦時の軍事力提供であったものが、平和の到来により変質し、幕府の諸大名統制手段の一つとなつていて。当該流域では、延享四年（一七四七）を皮切りに、都合一六回も行われ、西国を中心にのべ七大名が参加し、流域治水にそれぞれ重要な貢献を果たした。

宝曆治水は、急破普請を中心とする一期工事と、分流に挑む二期工事に分かれているが、要となる木曽川・揖斐川合流点の締切、大榑川及び逆川の締切が試みられる二期工事では、様々な利害が絡む中で工事は困難を極め、薩摩藩の負担と犠牲は極大化した。しかも、竣工直後に大榑川洗堰が決壊するなど、その効果は期待値をかなり下回るものだったとされる。加えて、自普請（地域負担）の繰り返し等により三川分流が効果を發揮し始めると、上中流域では逆に被害が増大し、宝曆治水以後の構築物の撤去を求める声さえ起つてくる。

ここでは、宝曆治水を軸に、前後の状況を交えた五つの項目から、流域治水の実態に迫ることにしたい。まず第一項では、三川分流への過渡的対応であった延享普請をとりあげ、続く第二・第三・第四項で宝曆治水の展開をフォローし、最後に宝曆治水後の状況を見る。特に、利害対立が先鋭化した工区の事例として、木曽川・揖斐川合流点（油島新田地先）及び大榑川洗堰締切をとりあげ、流域治水をめぐる地域社会の動きや当時の河川技術の特徴などについても触ることにしたい。

37 濃州川々水落指支川浚顧二付伺書留并御勘定奉行衆江連紙扣

寛保二年（一七四二）正月

38 濃州御料私領水損所村々高付

延享三年（一七四六）七月

高木三家が毎年七・八月に行つてきた川通巡見をもとに、水害地域の状況を

まとめたもの。付箋部分には「是八年々家来川通相廻候節、五ヶ年内、去ル子年ハ少々立毛相見候得共、其外者田方之分旨無、或者旨損同然と及見聞候村々」とあり、水害で稻作に打撃を受けた二四四か村の名前と最近五か年の損毛率が記載されている。うち帆引新田など三七か村は収穫が旨無に近く、ほか村々も五割を切る切迫した状況であることが示されている。

39 乍恐口上書を以願申上候御事

延享三年（一七四六）一〇月

帆引新田庄屋らによる普請請負願書。連年の水害原因として、多良役所見分の通り、油島新田の木曽・揖斐落合での合流と木曽川からの土砂流入であると指摘する。しかし、近年数多くの村が提案する川替（分流工事）には莫大な費用がかかるとして、安価な杭出による普請を売り込んでいる。役所も含め、流域で三川分流構想が共有化されつつある状況が示されており興味深い。

40 [濃州川々御手伝普請見廻り命令状]

延享四年（一七四七）一一月一五日

流域で初めて採用された手伝普請（奥州一本松藩が受命）に際し、高木三家に巡回を命じた勘定奉行神尾春央らの連署奉書。工事内容は、前記の帆引新田提案に沿つもので、三川分流へ向かう過渡的段階を示している。

（1）宝暦治水に向けて

41 [三川分流工事等につき願書] 写真4

宝暦三年（一七五三）六月二二日

延享度普請における分流措置では十分な効果があがらず、村々の嘆願が続けられた。そこで、幕府は代官吉田久左衛門を派遣し、現地調査を実施する。

これは、その際に提出された大垣藩領八七か村による全一三三か条にのぼる普

請願書である。第一条では、三川合流と洪水との因果関係を正しくとらえ、その分離を、第一一条では、大榑川喰違堰の完全綿切を求めている。なお、三か月間に提出された普請願書は一通、普請不要とするもの一一通、さらに新規普請反対を訴えるものが四通もあり、普請着手により利害対立が先鋭化する可能性を孕んでいた。



写真4 [三川分流工事等につき願書・部分]

乍恐以口書奉願上候覚

(II) 第一期工事

一、濃州川通水行不眞、数十年村々水損難儀仕候付、御見分被成下候間、水損相遁候儀相考へ可奉願之旨難有仕合奉存候、依之願之趣左二奉申上候

一、東大川通木曾長良之両川、水道西江片寄伊尾川一筋江馳込候付、伊尾川之水重大分之儀ニ而、伊尾川一方ニ盛湛候故、海口引取遅く年々以川底高く相成、洪水及度々、其上常水落兼候故、年々村々水損相増迷惑仕候之間、川筋相分り東川筋江水道付候様

奉願候御事（中略）

一、大藪村喰違之所、御切被下置川筋相分レ候様奉願上候御事（以下略）

42 普請目論見絵図 表紙写真参照

〔宝暦三年（一七五三）八月〕 八一・〇×四三・五

幕府代官吉田久左衛門らの見分により立案された三川分流に向けた普請計画

図。朱書された工事計画は七三箇所にものぼる。宝暦治水で締切が試みられる油嶋付近には、貼り紙で三種類の計画が示されており、工事の重要性と困難性を物語つてゐる。しかし、この段階では大榑川の締切は検討されていない。

43 「吉田久左衛門立会い目論見の件等につき書状」

〔宝暦三年（一七五三）九月一九日〕

尾張藩付家老竹腰山城守からの返書。猶々書には、普請目論見に対し、「大造之場所、且持こたへも難斗」とか「一度之御普請にて的當可參届ヤ」とある如く、高木や竹腰が、大規模な計画を期待とともに大きな不安をもつて見つめていた状況が伝わつてくる。

47 尾濃勢州川通御普請御用雑録

〔宝暦四年（一七五四）一月一七日～宝暦五年三月三日〕 六冊

これは、高木新兵衛の日々の行動に即して記録されたもので、新兵衛自身の筆による部分も多く、「蒼海記」にはない臨場感を持つてゐる。「蒼海記」との内容上の異同など、今後精査すべき課題が多い。伊藤忠士編『宝暦治水御用状

44 覚（手伝方役人届書）

〔宝暦四年（一七五四）〕 戊三月一日

宝暦三年一二月、幕府は薩摩藩に御手伝普請を命じた。これは、翌年一月の工事開始直後に薩摩藩留守居役・山沢小左衛門から届けられた治水担当役人の姓名書。惣奉行平田勒貞以下、役職者一四名の記載がある。

45 「一之手着工届」

〔宝暦四年〕 二月 一七日

宝暦治水は、急破普請を以とする一期工事と、三川分流工事を含む二期工事かなり、工区も一之手から四之手までに分けられていた。これは、西高木家当主新兵衛が関わった一之手の着工届である。雪解けによる出水を回避するため、準備も整わぬまま、急遽着手された。

46 蒼海記

一四冊 写真5

〔宝暦四年（一七五四）一月一四日～同五年五月一二日〕

高木家は、笠松代官らとともに宝暦治水を監督する立場にあり、詳細な記録を残した。これは、高木家が家庭に命じて作成した公的口記である。宝暦治水の全貌に迫りうる貴重な記録として有名。『岐阜県史・史料編・近世五』『海津町史・史料編一』に翻刻がある。

49
〔御用向様子につき書状〕

〔寶曆四年（一七五四）〕一月一日

宝暦治水を前に、高木家では治水巧者として本巣郡十五条村の内藤十左衛門を召し抱えた。これは、その後に書かれた十左衛門自筆書状で、「何卒首尾能御用相仕廻、後々御物語仕候様仕度」との意気込みが示されている。

50 「土屋瀬左衛門・内藤十左衛門連署起請文」

宝曆四年（一七五四）一月一五日

普請現場への出発にあたつて出された誓約書で、前書には普請にあたつての覚悟が記され、神文には花押とともに血判が捺されている。

51
口上書
印真6

[寶曆四年（一七五四）]戊辰月二日

内藤十左衛門は、普請に赴いてわずか二ヶ月後に自殺し果てた。彼が死ぬ間際に語った切腹理由は、庄屋と次兵衛の未熟が原因で主人新兵衛へ責任が及ぶのを避けるためであった。なお、宝曆治水では、薩摩藩士五〇名以上が自殺したとされるが、それを明証する史料は確認されておらず、詳細な情報を残すのは、この内藤のケースのみである。



写真5 蒼海記

『留』に翻刻がある。

寶曆四年（一七五四）三月

普請に関わる役人達は流域村々に止宿した。普請奉行がその村々に申し渡した事項への請書であり、役人に対する待遇の様子がうかがえる。

48
旅宿方へ申渡

普請に關わる役人達は流域村々に止宿した。普請奉行がその村々に申し渡し

私義中和泉新田御普請所場所懸り
相勤、右村堤上置原附之義土薄之場所八
右村庄屋与次兵衛江吟味申付相直させ候へ共
右与次兵衛儀未熟二而私存念二相叶不申候二付
青木次郎九郎様江御届可申上哉与彼是
了簡仕候内、最早右普請毛出来仕候故、
右与次兵衛義、次郎九郎様江毛不申上、其分ニ仕候
尤御徒目付衆被仰候者、右上置腹附
上薄ク相見へ候間、入念ニ候様ニと被仰

候義有之、此義御尤ニ奉存候、右者私

手抜不埒之様ニ若御徒目付衆ノ主人

新兵衛方へ御沙汰も可有之哉、左候而者

私義難相立と存切腹仕、了簡違

仕候、以上

戌 高木新兵衛家来

四月廿一日 内藤十左衛門

52 諸人用覚帳

宝暦四年一月二日

内藤十左衛門の附人であつた大嶽善右衛門が記録したもので、十左衛門切腹

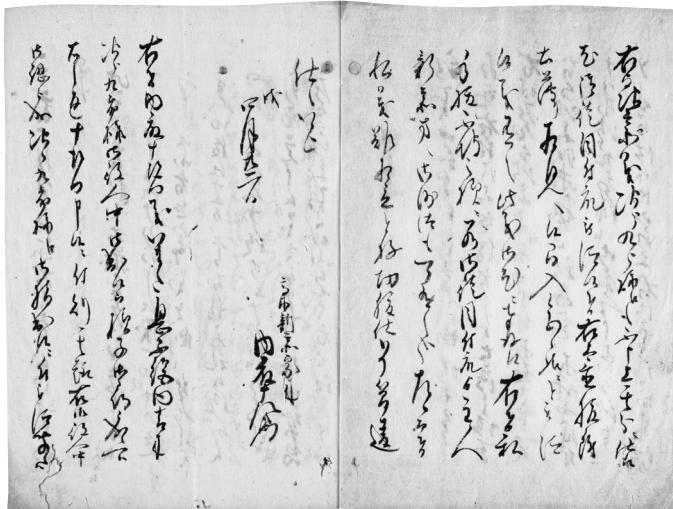


写真6 口上書

の前日分までの小遣い帳。酒の購入が続いている。

(四) 第一期工事と難場普請

53 「大博川喰違堰付近絵図」 写真7

年未詳 八五・〇×五九・五

大博川は、長良川から激しい流れとなつて揖斐川に注いでおり、沿岸村々に被害をもたらしていた。このため、再三にわたつて公儀普請を願つたが叶わず、寛延三年に漸く自普請が許された。そこで、流頭部に喰違堰を設けて水量調節を狙つたが、期待した効果が得られなかつたため、宝暦治水では締切に取り組むことになる。

この絵図は、宝暦治水着工前の喰違堰付近の様子を示したもので、大博川近くに描かれた洞から、大博川に流れ込む水流の激しさが伝わつてくる。

54 大博川本堤×切御普請目論見帳

〔宝暦四年（一七五四）〕 戊九月

第一期工事にあつて、大博川への施工は、油島締切堤完成による水勢変化を見極めた上で決定されることとなつた。そのため、目論見帳も、締切堤と洗堰の両様が作成された。結局、洗堰に決まつたため、この「本堤×切目論見帳」は不要となつたが、「難場」工事に費やされた苦労の一端を垣間見ることができる。

55 石寄方之儀に付書付

〔宝暦四年（一七五四）〕 四月

第一期工事で頭を悩ましたのが石の調達であつた。別の史料によれば、地元村々が石材搬出を妨害していいたようであるが、このままの調子だと、あと七百日はかかるという悲観的な見通しが書き付けられている。

57 油島地先新田締切絵図 写真8

年末詳 四一〇×三〇〇

三川分流のうち、最大の難関は木曽川・揖斐川合流点（油島新田地先）における締切工事であった。当時物流の重要な動脈であった水路を確保する必要があつたことと、何より締切の影響をはかりかねたこともあるて、合流部分の全長約二kmのうち、約五mを残して工事は打ち切られた。絵図中央で両川を分ける朱色のラインが締切堤で、宝暦治水直後の状態を示している。

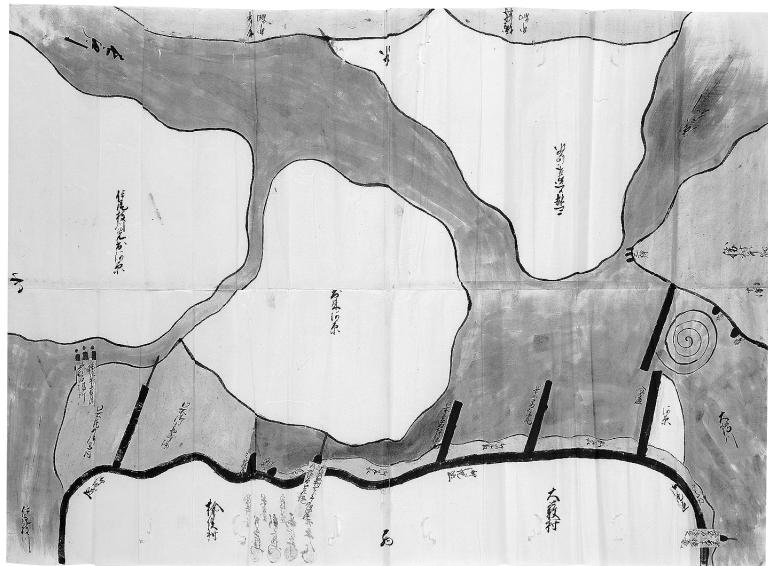


写真7 [大榑川喰違堰付近絵図]

58 一之手御普請旨出来仕候義申上書

宝暦五年（一七五五）三月一七日

高木新兵衛が提出した担当工区竣工の届書控である。ここでの主要な工事は、石田村の水刎杭出一五間、猿尾四五間、佐屋川入口洲浚、竹ヶ鼻村逆川洲浚などがあつた。

59 濃州勢州尾州川々御普請御用一付諸雜用大積書付

宝暦五年（一七五五）二月

高木家が宝暦治水で支払った費用をまとめたもの。宝暦治水全体では、薩摩藩の年間収入を倍する四万両といわれ、うち一万両足らずが幕府の支出分であつた。

60 哉 [濃州勢州尾州川々御普請所江建候札文言并ヶ所書付]

〔宝暦五年（一七五五）〕亥五月

竣工後、洗堰や猿尾・杭出などの普請場には、高木家などの上申通り、竹矢來が設置され、通行禁止などの高札が立てられた。これは勘定奉行一色相模守を介して幕府より許可された高札場所と文言雑形である。逆川締切や大榑川締切洗堰百間などの箇所が見えている。

普請は、幕府によって村方助成のため村方請負の方針がとられたが、経験のない村方では工期や費用がかかるとして薩摩藩が幕府に町人請負を求め、高木家にも通知してきたもの。幕府も難工事が多いことを認め、かなりの部分で町人請負が認められた。このほか、二期工事では、大井川人足や駿州籠人足など特殊業務をこなす職人の存在が確認されている。

56 「水中難場請負願書」

〔宝暦四年（一七五四）四月〕

普請は、幕府によって村方助成のため村方請負の方針がとられたが、経験のない村方では工期や費用がかかるとして薩摩藩が幕府に町人請負を求め、高木家にも通知してきたもの。幕府も難工事が多いことを認め、かなりの部分で町人請負が認められた。このほか、二期工事では、大井川人足や駿州籠人足など特殊業務をこなす職人の存在が確認されている。

61 「濃州勢州尾州川々御普請所小破修復水防組合村高書付」

〔宝暦五年（一七五五）〕亥五月

また、重点箇所であった大榑川洗堰などの維持・修復のため、竣工後ただちに関係村々に水防組合を結成させている。大榑川の場合、史料にあるように、御料所五五か村、私領一一九か村の合わせて一八四か村・高三万六千石余の大榑川洗堰組合が結成され、洗堰の維持費用や被害を被る村々への保障である江料米・潰地米などを村高に応じて負担した。しかし、負担免除を求める村が続出したため、明和二年（一七六五）には組合参加は三四か村まで減少した。

（五）宝暦以後の確執

62 大榑川口洗堰施設図 写真9

〔年未詳〕三一・五×八六・〇

薩摩藩が関わって築造された大榑川洗堰は、竣工後わずか二か月で堤が決壊し、その機能を果たさなくなつた。そこで洗堰組合村々は、長良川が流入する川口に自普請で洗堰を再建することを出願して認められた。絵図の包紙には「惣代」とあり、洗堰組合総代により提出された普請計画図と考えられるが、宝暦八年完成した実際の洗堰とは若干の相違が認められる。洗堰は全長一〇〇mに及び、出水一・二mまでの水を堰き止めるように設計された巨大な石造構築物であった。絵図から、その構造と工事規模の大きさを知ることができます。

63 「大榑川締切組合村々絵図」 写真10

年末詳 五三・八×七七・〇

大榑川洗堰組合に加入する三四か村が朱書きされており、その分布がわかる（掘津村と勝村は組合外地先村）。墨色は、離脱した旧組合村で、天保元年に復帰する駒野新田村が含まれていることから、一七六五～一八三年間に作成された絵図と考えられる。

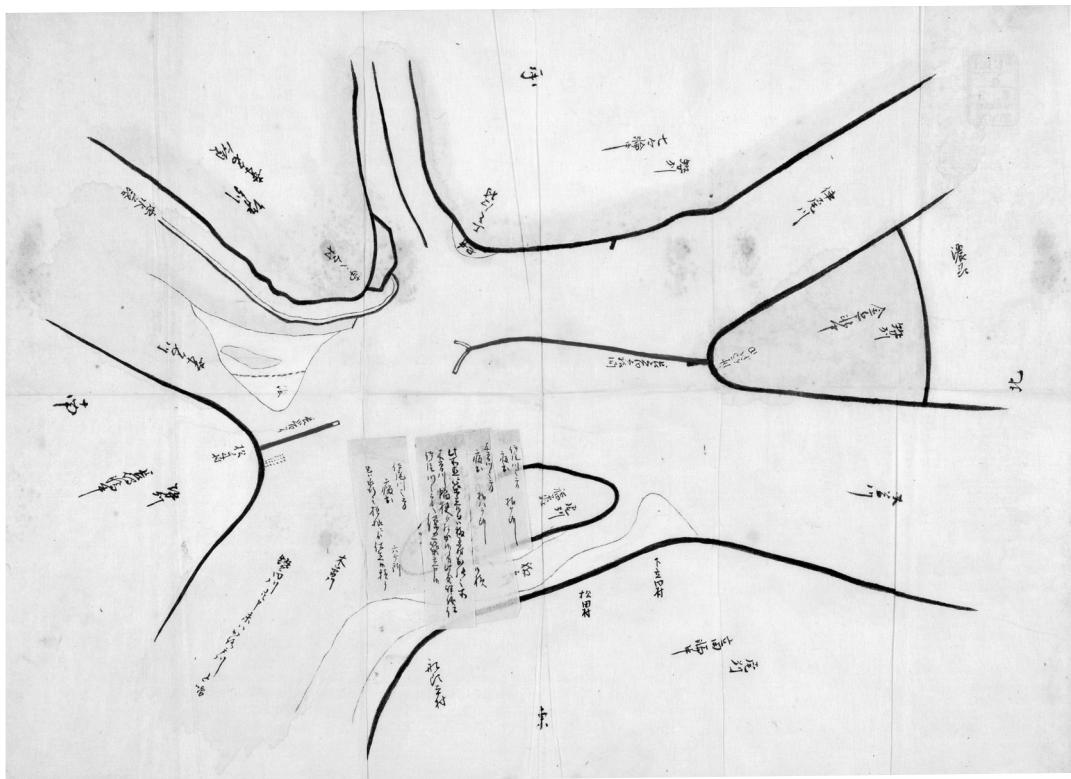


写真8 油島地先新田締切絵図

64 乍恐書付を以奉願上候

天明四年（一七八四）三月

65 「木曾三川下流域絵図」

〔天明四年（一七八四）〕 五九・×一二四・五

大樽川洗堰は、組合による管理のもと、強力な効果を発揮し始めていた。これに対し、上流の長良川通の村々ハ一か村が撤去を求め訴訟を起こした。史料は、洗堰組合二四か村による反論である。洗堰も無関係ではないが、流域全体

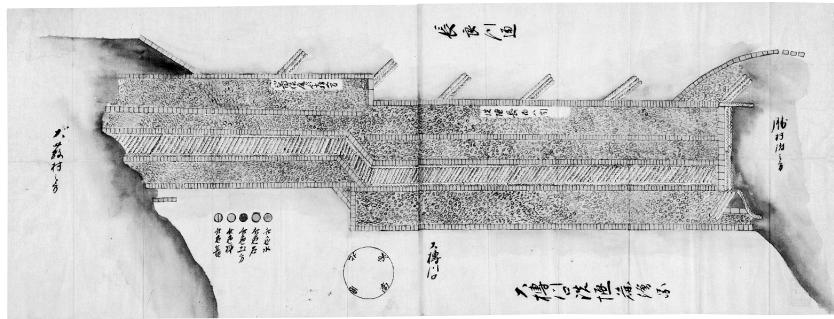


写真9 大樽川口洗堰龜絵図

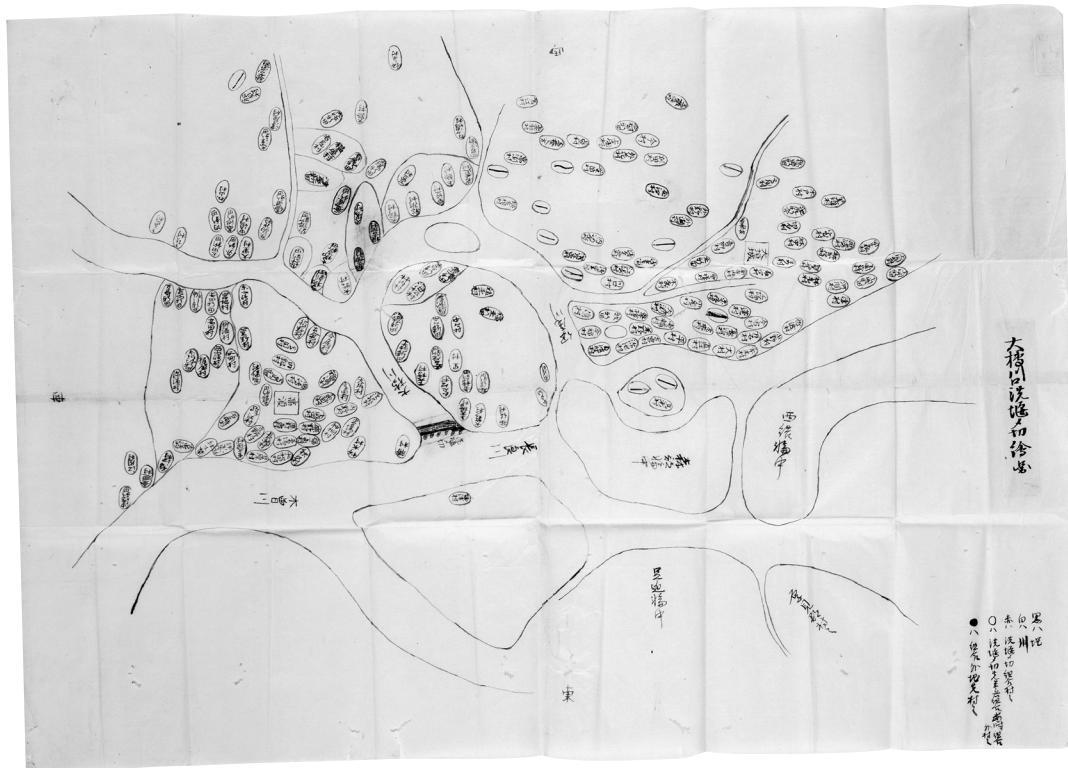


写真10 [大樽川締切組合村々絵図]

で天井川化が進んでいることが見て取れる。しかし、幕府の分流方針は明確で、撤去が認められることはなかった。参考に掲げた絵図からは、対立する村々の立地条件の違いが見えてくる。

66 勢州桑名郡油島新田・松之木村地先喰違繪図

寛政二年（一八〇〇）三・五×六五〇

同年に開始された公儀普請（幕府が工費負担）の際に出願されたもので、当該期の状況が知れる。付箋書によれば、立籠設置や方枠補修などの水制普請が要求されている。

67 「油島洗堰絵図」 写真11

〔文政二年（一八一九）一二月〕 四三・三×三一・五

不完全な締切では、木曽川の強流・土砂による揖斐川での水位上昇・滞水状況は改善を見なかつた。そこで関係村々の出願をつけ、明和五年（一七六八）、

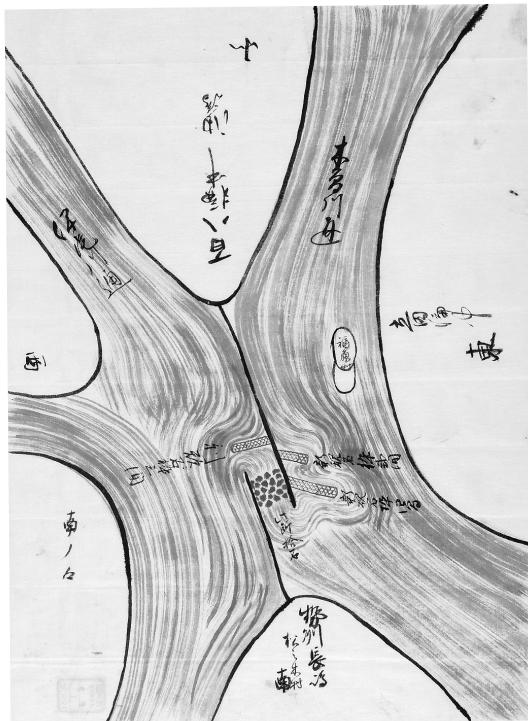


写真11 [油島洗堰絵図]

68 「油島喰違洗堰争論絵図」 写真12

〔文政二年（一八一九）〕 六一・三×四三・〇

このケースでは、幕府の裁定をうけたことなく、扱い人が入り内済となつた。絵図は、その取り決めを確認したもので、洗堰の高さ・猿尾（水制）の長さ・喰違堰の幅などを前図と比較すると、双方の利害調整のあとがわかる。

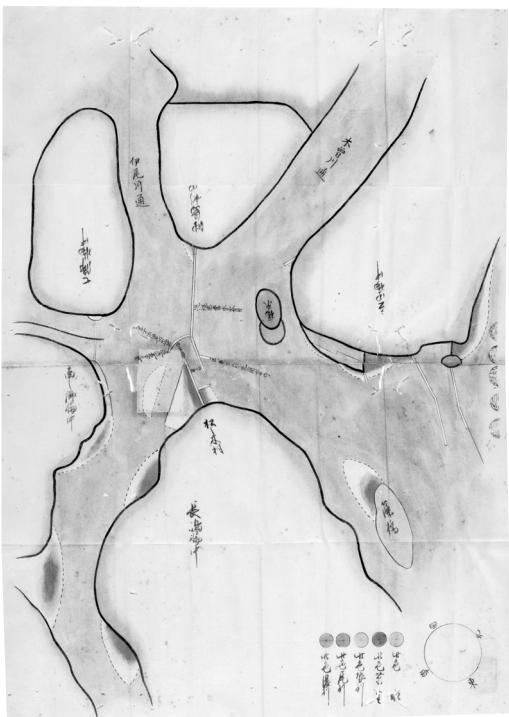


写真12 [油島喰違洗堰争論絵図]

堤・洗堰を継ぎ足す形で喰違洗堰が完成した。

しかし、揖斐川筋諸村が求めたこの締切強化策は、木曽川筋諸村の排水に悪影響を及ぼすという新たな問題を惹起した。この絵図は、神明津輪中が訴え出たもので、木曽川筋の滞水状況が描かれ、さらに新規工作物（石枠）や通船障害となる捨て石が朱色で強調されている。この一件は、立田輪中ほか木曽川筋一三二か村が、堰の恩恵をうける揖斐川筋一四二か村を訴えるという大規模な訴訟へと発展した。

69 [油島洗堰絵図]

[天保一年（一八四〇）] 七三・〇×一八・八

70 勢州油島新田締切絵図面写

弘化二年（一八四五）一月七六・〇×一七・〇

各時期の喰違堰をあらわした争論絵図。油島方の堤から延びた猿尾には、それまでの修復経緯が記されている。なお、この喰違洗堰は、本堤による完全締切に着手する一八九九年まで、関係六三か村による油島締切組合の手で、三川分流の実をあげるべく、百年以上にわたって維持・管理された。残された史料には、土砂堆積などから度々復旧工事を必要とした様子、それを契機に頻発した村々連合同士による争論が記録されており、流域村々の粘り強い治水への取り組みとともに、利害調整がいかに困難であつたかを物語つてている。

III 輪中に暮らす

木曽三川流域は、輪中地帯として有名である。川に沿うようにできた自然堤防上に始まつたであろう人々の暮らしは、周囲の低湿地を耕地化しながら、やがて連續した掛廻堤の形成へと進み、外水と内水を制御する水防共同組織＝輪中を誕生させた。そこには、自らの暮らしをかけ、水とのたたかいを嘗々と続けてきた人々の歴史がある。

高木家は、川通掛の役儀（普請見廻）を介して、このような輪中村落と密接な関わりを持ち、彼らの生きた姿を現代に伝えている。それは、厳しい利害対立が生んだ事件であつたり、他方で、村や領主の違いをこえて連帶する人々の姿であつたりと多面的である。

しかし、何より彼らを規定するのは、流域の河川環境である。例えば、一八

世紀半ば以降においては、三川流域での土砂堆積や河床の上昇が深刻化し、水害被害も中流部から上流部に集中したため、新たに掛け廻し堤を設けたり、堤の嵩（かさ）上げで外水を防御する輪中村々の姿が見られるようになる。そこ

には、江下（えさげ）や伏越樋といった普請技術を駆使して悪水排除に立ち向かう姿があり、また、新しい土地利用形態として堰田を造成する工夫など、英知と努力を傾けて問題解決に挑む姿もある。

「」では、輪中に生きた人々の声に耳を傾け、輪中の暮らしを通して、川という自然と人間がどのように関わり合ってきたのか探るために、次の四つの項目を掲げた。まず第一項には、流域環境や農業生産の発展に対応するため、輪中が新たに形成されたり拡大していく様子を示すもの。第二項・第三項には、内外の水から輪中を守る工事と、それをめぐる利害対立について。第四項では、輪中農業の代表的な景観であった堰田の造成について、それぞれ特徴的な史料を配置した。

（一）輪中の形成・拡大

71 乍恐以書付奉願候御事（岡堤築堤許可につき願書）

正徳五年（一七一五）

差出者の牛牧村ほか七か村は、長良川とそれに合流する犀川に挟まれた地域にあり、一八世紀半ばには牛牧輪中を形成する。この史料によれば、「当國ニ御座無き大水損所」であるため、宝永七年（一七一〇）に高木家及び笠松代官所へ堤普請願を出して築堤許可を得たにもかかわらず、周辺村々の反対により計画が頓挫した様子が窺える。近世中期ともなると、ほかの輪中との関係から、新たに輪中を形成することがいかに困難であつたかを示すものである。

72 乍恐以書付奉願候御事（居村岡堤登録願書及び絵図）

安永六年（一七七七）八月

73 村絵図

安永六年（一七七七）七五・五×八四・〇

「」の文書及び絵図は、中村輪中が高木家に対して堤の登録を願い出した時のも

のである。中村輪中では、同輪中外の「高道」、「除通」と呼ぶ事実上の堤を補強することで輪中拡大を狙つたのだが、新規普請は、周辺輪中との利害対立を先鋭化させる。このケースでも、上流村々の反対によって計画は阻止され、結局、「居村廻い」の補強のみが実施された。

その際、「居村廻い」普請の費用を、領主である尾張藩から出させるには、高木家の台帳に堤の存在が登録されていることが条件であるとして、その記帳を願い出たのである。流域村々にとって、高木家所持の台帳が重要な鍵を握つていたことが示されており興味深い。なお、彼らの願いは、「御百姓成り難く、退転も仕るべく候処、往古より住み馴れ申し候生所を立去り候とて行先も御座無く、一統嘆く」といった表現にも読みとることができよ。

74 濃州安八郡中村新規掛廻堤願場所龜絵図

写真13

〔天保二年（一八三一）頃〕 四八・×六五・五

中村輪中が、その北側の土地約八万五千坪の掛け廻し堤を願い出た際の絵図である。翌年、裁許をうけて堤防が築かれたが、揖斐川の遊水機能を持つ土地であつたため、周辺輪中から撤去要求が出されている。

75 絵図面（安八郡中村付近絵図）

文久四年（一八六四）二四・一×四五・

この絵図は、大野村と中村が、朱で引いた位置に、高さ三尺、上部の幅一尺、長さ三三間にわたって「高道」の修復を実施したことを示している。事実上の堤であるが、周辺輪中の反対を回避するため、「道」と唱えたものか。このあたりにも、厳しい対立が隠されている。

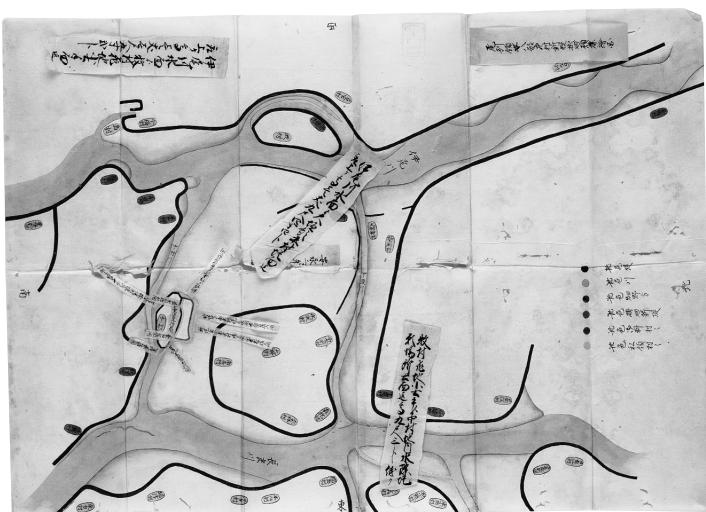


写真13 濃州安八郡中村新規掛廻堤願場所龜絵図

を借りた新築であるとして訴訟に及んでいる。本図は、その際の添付資料であるが、74の絵図と比較してみると、中村の北半分が薄墨色の線で囲まれておらず、「追々取扱え土手形論所」との注記がある。すなわち、福束輪中では、中村側が違法に築造した堤であるとして認めていないのである。72で出願した掛け廻し堤は、こうした福束輪中の反対にもかかわらず、徐々に既成事実が積み上げられ、輪中の拡大が図られたのである。

76 新規普請目論見絵図 写真14

文久四年（一八六四）正月 四・三×六八・七

中村輪中における「高道」修復に対し、下流の福束輪中では、これは修復行為

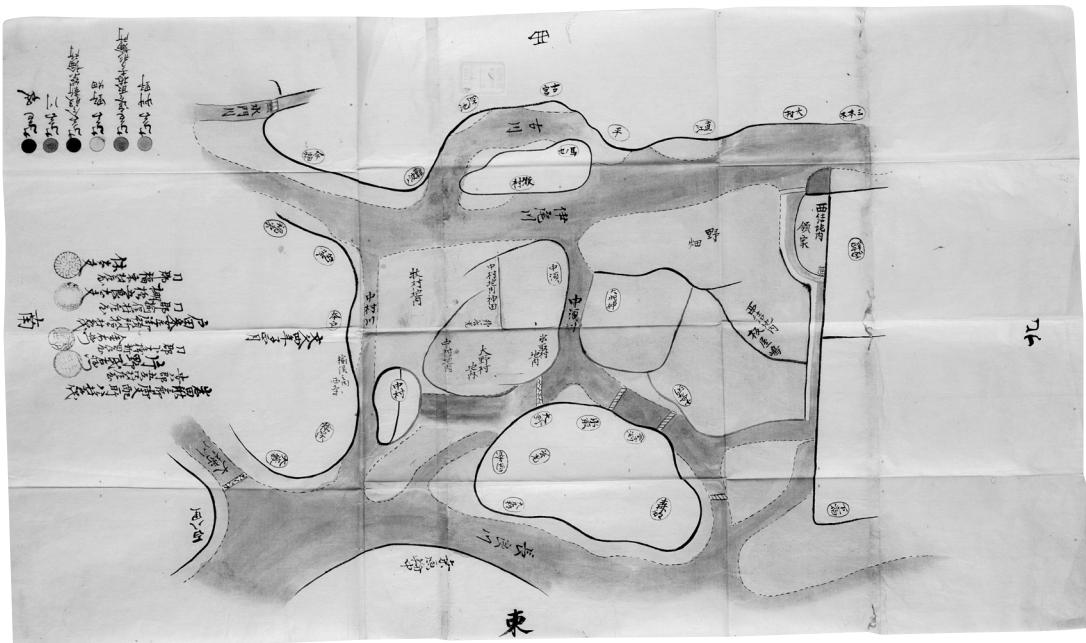


写真14 新規普請目論見絵図

(一) 堤嵩上げ

(状) 乍恐以口上書御訴訟申上候（飯田村蛇持村新法の堤築始めるにつき訴

宝永三年（一七六）三月

以下80までの史料は、小畠川両岸での堤高上げをめぐる争論関係文書である。ノハ、飯田村と蛇持村が行つた新規築堤に関するもので、天和元年（一六八一）（違法築堤を行つて尾張藩から処罰されたにもかかわらず、元禄一二年（一七〇九）と今回と、繰り返し違法な嵩上げを行つたことを非難し、その撤去を求めたもの。

乍恐以書付御願申上候（飯田村新堤に土手築き中止願）

寛保二年（一七四二）六月

これは、飯田村が出来時に、水防のため堤上に二尺余の水堀いを行つたことに對し、その撤去を願い出たもの。出来時という非常事態でも、「御定」を根拠に既得権を主張する姿に、厳しい水防意識を垣間見ることができよう。

79 乍恐以書付奉願上候御事（堤笠置き願）

寶曆九年（一七五九）二月

80 濃州飯田村堤御普請御願之絵図

年未詳 五五·〇×八一·五

飯田村の堤は、飯積村のものより一尺低く設定されており、これは既得権として変更がきかないものであった。そのため、飯田村が堤の嵩上げを出願する場合も、飯積村の堤とあわせて出願しなければならなかつたのである。二つした状況は、しばしば錯綜する支配領主間の利害関係を含んでおり、輪中地域に複雑な影を落としていた。

(II) 惡水排除の工夫と技術

86 乍恐奉願上候御事（江下げ自普請願）

享和二年（一八一〇）六月

81 多芸郡大場新田下笠輪中惡水落江掘下ヶ願繪圖面写

延喜五年（一七四八）二月 三八・〇×五五・〇

82 多芸郡大場新田下笠輪中惡水落江掘下願場見取繪圖面之写

延喜五年（一七四八）五四・七×三八・〇

江戸中期以降、相次ぐ土砂の堆積により、流域全体で天井川化が進み、惡水の排水に支障をきたす輪中が増大していった。81は、下笠輪中と大場新田の惡水排水路を川下へ掘り下げるなどを求めた繪圖で、82は、現地を高木家が見分した際の繪圖である。既に享保一（一七三五）にも願書が出されていたが、その時は尾張藩の反対で撤回され、再度挑戦したもので、揖斐川と津屋川の合流点である福岡村草野を掘り割る計画であった。

88 [森部輪中惡水落江下自普請繪圖] 写真15

享和二年（一八三〇）九月 六三・五×九〇・〇

89 [伏越樋普請願い繪圖]

年未詳 四三・〇×五九・〇

輪中内の用排水状況が描かれており、万寿新田の先へ埣が集中している様子が見えている。また、堤に沿つて形成された押掘（おっぱり）にも注意されたい。これは、破堤時に決壊口が洗掘されてできた切所池成で、永荒地として放置されることが多く、破堤を繰り返す危険個所でもあった。この繪圖にも、一八九六年（明治二十九）の大水害時に破堤地となつた大池（平田町勝賀）や鯰池（平田町今尾）が既に描かれている。

記されている。防災には、こうした古地図が有する情報も積極的に活用されることが望まれる。

84 [万寿騒動一件につき返札]

[天保六年（一八三五）] 四月一五日

90 乍恐奉願上候（排水路修復工事願）

文化九年（一八一二）一月

85 [羽根駒野立会谷繪圖面]

安政三年（一八五六）一月 四六・五×六四・五

91 足近輪中惡水落江筋欠所御普請願略繪圖

年未詳 五五・八×三九・六

大槻川洗堰の影響で付近の河床が上がり、それまでの中村川への惡水排水が困難となつた森部輪中では、中村川の下に樋を埋めて（伏越）、川下への排水路延長＝江下（えさげ）を計画した。しかし、幕府に出願したが認められず、やむなく自普請で実施することを決め、現地調査・見分を依頼した。その願書と普請関係文書一括帳簿である。

87 森部輪中惡水落江下自普請願書請印帳

〔享和二年六月～同二年九月〕

83 [高須輪中繪圖]

年未詳 一一九×四四・五

絵圖に朱引された一本線が普請場所である。伏越は、旧来の江筋と中村川、

福束輪中榆俣村の猿尾の三箇所である。高さ五尺、横二間の樋が埋められた。その他は、幅五間、全長一二六八間の堀割りであった。

なお、一九七九年（昭和五四）の豪雨で当該地域の堤防が決壊したため、この絵圖を調査したところ、樋門跡と決壊場所が一致した。当地には、江戸時代に決壊したとする伝承があり、絵圖には、決壊時に出来た押掘と思われる池も記されている。防災には、こうした古地図が有する情報も積極的に活用されることが望まれる。

設置など普請関係には別の許可を必要としたのである。普請を実現するには、こうした役所関係はもとより、さらに、周辺村々の了解を取り付けるといつ難題をクリアしなければならなかつた（92）。

（四）新たな土地利用形態

93 滋賀県中島郡小藪村田畠掘上仕様帳
〔宝暦五年（一七五五）正月〕

94 滋賀県中島郡小藪村田畠掘揚御普請目論見帳
〔宝暦五年（一七五五）〕

95 滋賀県中島郡小藪村田畠掘揚御普請目論見帳
〔宝暦五年（一七五五）六一・五×八七・五
文久四年（一八六四）正月 二九・〇×三八・〇〕

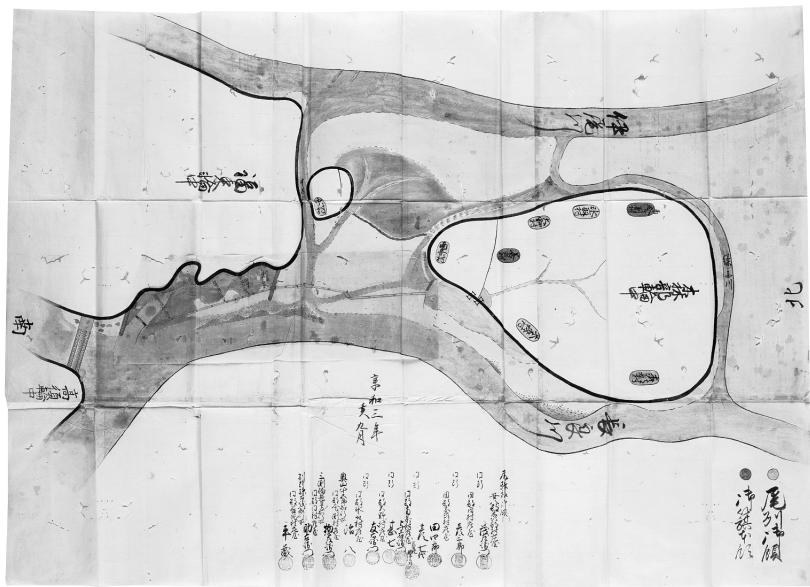


写真15 [森部輪中悪水落江下自普請絵図]

92 差上申一札之事

文化九年（一八一一年一月）

いずれも、文化九年（一八一一年一月）に作成されたもので、足近輪中の悪水落江普請関係文書である。足近輪中では、長良川沿いの排水路が流失したため、新たに排水路を掘り、長良川に杭刎や積籠などの水制を設置することを出願した（90）（91）。足近輪中は尾張藩領であり、一般的の普請ならば藩の許可で済むところであるが、長良川通りは笠松・多良役所の管轄下にあるため、水制

〔主な参考文献〕

- 岐阜県『岐阜県治水史』上・下巻 昭和一八
伊藤 信『宝暦治水と薩摩藩士』鶴書房 昭和二九
岐阜県『岐阜県史 史料編 近世五』昭和四四
『高木家文書展示会』(配布冊子、一九七五)八一)
名古屋大学附属図書館『高木家文書目録』巻一～五 昭和五三～五八
『木曽三川・その流域と河川技術』建設省中部地方建設局 昭和六三
(笛本正治・桐原千文「高木家文書にみる水論と治水」他)
大熊 孝『洪水と治水の河川史』平凡社 一九八八
安藤万壽男『輪中・その形成と推移』大明堂 昭和六三
『木曽三川流域誌』建設省中部地方建設局 平成四
伊藤安男『治水思想の風土・近世から現代へ』古今書院 一九九四
大熊 孝『川がつくつた川、人がつくつた川』ボプラ社 一九九五
伊藤忠士編『宝暦治水御用状留』宝暦治水史料研究会 一九九六
山本晃一『日本の水制』山海堂 一九九六
原 昭午「近世美濃における国役普請について」『歴史学研究』一一〇 一九
六五
高橋由美『西濃における延享年間の治水』『岐阜史学』七八 昭和五九
西田真樹『川除と国役普請』『講座・日本技術の社会史 6 土木』日本評論社
一九八四
伊藤孝幸『高木家文書調査報告(補遺の一～六)』名古屋大学古川総合研究資料
館報告』七一、一二、一九九一～一九九六
伊藤孝幸『近世における木曽三川流域での治水』『岐阜史学』八八 平成七
秋山晶則『高木家文書調査報告(補遺の七～九)』『名古屋大学古川総合研究資料
館報告』一三一～一五 一九九七～一九九九
羽賀祥一『治水の神の誕生・宝暦薩摩義士と木曽三川流域』『歴史学研究』七

平成12年度名古屋大学附属図書館展示会
川とともに生きてきた
高木家文書にみる木曽三川流域の歴史・環境・技術

会期 平成13年3月1日(木)～10日(土)
会場 名古屋大学中央図書館4階 展示室
本文執筆 秋山晶則(名古屋大学年代測定総合研究センター)
主催 名古屋大学附属図書館
後援 愛知県教育委員会、岐阜県教育委員会、三重県教育委員会、名古屋市教育委員会

平成12年度名古屋大学附属図書館展示会
川とともに生きてきた
高木家文書にみる木曽三川流域の歴史・環境・技術

発 行 日 平成13年3月1日
編集・発行 名古屋大学附属図書館
〒464 8601 名古屋市千種区不老町
電話 052 789 3667 FAX 052 789 3693
<http://www.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館